

- 建築基準法では、アスベストの飛散のおそれのある建築材料(吹付けアスベスト等)の使用を禁止しており、これにより、建築物の増改築、大規模修繕・模様替の際の除去を義務付け(平成18年2月公布、10月施行)。
- ただし、増改築、大規模修繕・模様替の際の既存部分は、封じ込め及び囲い込みの措置を許容。(床面積の1/2を超えない増改築及び大規模修繕・模様替の場合に限る。)
 - ⇒ この場合、封じ込め及び囲い込みの措置は、建築基準法に基づく告示に定める方法で行う必要。
 - ・封じ込め：大臣認定を受けた石綿飛散防止剤を均等に吹き付け又は含浸させること等
 - ・囲い込み：石綿を透過させず衝撃・劣化に耐えられる板等の材料で囲い込むこと等
- なお、吹付けアスベスト等の除去、封じ込め及び囲い込みの工事については、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則の規定により必要な措置(隔離、湿潤化等)を講じる必要がある。

<封じ込め>

既存の吹付けアスベスト等はそのまま残し、吹付けアスベスト等への薬剤の含浸又は造膜材の散布等を施すことにより、吹付けアスベスト等の表層部又は全層を完全に被覆又は固着・固定化して、粉じんが使用空間内に飛散しないようにする工法



<囲い込み>

既存の吹付けアスベスト等はそのまま残し、吹付けアスベスト等が使用空間に露出しないよう、板状材料等で完全に覆うことによって粉じんの飛散防止、損傷防止を図る工法

